

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	本部長が専決できる事務	種別	本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
警備業法関係	(1)～(34) (略) <u>(34)の2 警備業法施行規則第60条の規定による機械警備業務管理者の兼任の承認</u> (35)～(55) (略)	警備業法関係	(1)～(34) (略) (35)～(55) (略)
(略)		(略)	
銃砲刀剣類所持等取締法関係	(1)～(52) (略) (53) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「銃刀法施行令」という。） <u>第21条第2項、第24条第2項又は第36条第1項の規定による講習会の開催の公表</u> (54) 銃刀法施行令 <u>第27条第1項の規定による技能検定の実施の通知</u> (55) 銃刀法施行令 <u>第28条第1項の規定による技能講習の実施の通知</u> (56)～(83) (略)	銃砲刀剣類所持等取締法関係	(1)～(52) (略) (53) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「銃刀法施行令」という。） <u>第17条第2項、第19条の2第2項又は第29条第1項の規定による講習会の開催の公表</u> (54) 銃刀法施行令 <u>第20条第1項の規定による技能検定の実施の通知</u> (55) 銃刀法施行令 <u>第21条第1項の規定による技能講習の実施の通知</u> (56)～(83) (略)
(略)		(略)	
文化観光拠点施設を中核とした地域	(略)	文化観光拠点施設を中核とした地域	(略)

<p>における文化観光の推進に関する法律関係</p>	<p>中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第8項の規定による都道府県公安委員会の同意</p>	<p>における文化観光の推進に関する法律関係</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。